

Q

病気でアルバイトを休んだ時のペナルティーは許される？

相談者の気持ち

風邪を引いてアルバイトを2日間休んだところ、代わりの人を探さなかったペナルティーとして3日分のアルバイト代が減給(天引き)されていました。ペナルティーを科されないといけないのでしょうか？



菅原 修 Sugawara Shu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。
協力：萩谷 雅和（萩谷法律事務所）

A

本件のようなペナルティーを科すことは許されません。また、本件の事案でペナルティーとしてアルバイト代を減給(天引き)することは、労働基準法(以下、法)16条や法24条、法91条に違反し、刑罰が科される可能性もあります。

アルバイト(労働者)である相談者は、アルバイト先(使用者)において自ら労働に従事する義務を負い、その労働の対価として、アルバイト先は相談者に対してアルバイト代(賃金)を支払います(労働契約法6条参照)。風邪を引いてアルバイトを休み、労働に従事する義務を果たしていない以上、休んだ時間相当分のアルバイト代をもらうことはできません(ノーワーク・ノーペイの原則)。ポイントは「休んだ時間相当分」という点です。本件でも、休んだ2日分のアルバイト代が支払われていないこと自体は、違法ではありません(ただし、ペナルティー名目であることは問題です)。

しかし、本件では、休んだ2日分を超える3日分のアルバイト代が減給されています。法24条は「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と定めていますので、2日分を超える部分の減給は同条違反であり、相談者は不足する1日分のアルバイト代を支払うよう求めることができます。

また、法16条は「使用者は、労働契約の不

履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」と定めています。つまり、もしアルバイト先で「休む際に代わりの者を探さなかったときは、ペナルティーとして〇〇円を減給する」などと定められていた場合、同条違反であり、無効とされます。

なお、相談者は、自らが休む際に代わりのアルバイトを探す義務を負うわけではありません。当該義務を負うのはアルバイト先ですから、相談者がペナルティーを科される理由はないといえます。

一般論として、就業規則に基づき懲戒処分である減給を行うことはあり得ますが、本件のように病欠の場合、懲戒処分を行うことは難しいでしょう。仮に減給することができたとしても、法91条は減給の上限について「1回の額が平均賃金の1日分の半額」「総額が一賃金支払期(注：アルバイトであれば月単位でしょう)における賃金の総額の10分の1」までと定めていますので、同条に違反すると考えられます。

2017年1月頃、東京都内のコンビニにおいて本件と類似する事案があり、話題となりました。その事案では、コンビニの本部が法律違反を認めているようです。

もし、本件のようなペナルティーを科されそうになったときは、弁護士や労働基準監督署に相談することをお勧めします。